

確定申告はお済みですか？

所得税および町民税・県民税の申告時期となりました。皆さま、申告はお済みでしょうか。

確定申告が必要な方が期限内までに申告をしないと、延滞税や加算税がかかる場合があります。期限内に正しい申告をしましょう。町では2月16日から申告相談を受け付けています。

持ち物等詳細については、広報やまゆり2月号(1月26日発行)を「確認ください」。

申告相談期間

3月16日(月)まで
※土・日・祝日を除く

申告相談時間

午前の部 午前9時～11時
(受付時間)
午前8時30分～11時
午後の部 午後1時～4時
(受付時間)
午前11時～午後4時
※毎週木曜日は午後7時まで

受付・待合室

役場2階 会議室2
(待合室入口に受付簿を設けますので、必要事項を記

入いただき、番号札をお取りの上、お待ちください。)

注意事項

混雑状況等によっては、長時間お待ちいただく可能性があります。時間に余裕をお持ちの上、お越しください。本会場で受付できるのは、簡易な内容の申告に限ります。

問い合わせ先

税務課住民税係
(32)3126

「みよたまち企業ガイド」WEB版を公開中です

広報やまゆり2月号でお知らせしました「みよたまち企業ガイド」のWEB版を公開しました。スマートフォンやパソコンから、いつでも町内114社の情報をご覧いただけます。



町外に住むご家族や、御代田町への移住・就職を検討されている方にも、ぜひこの二次元コードをシェアしてご紹介ください。

問い合わせ先

産業経済課商工観光係
(32)3113

高齢者運転免許証自主返納促進事業について

運転に不安を感じている高齢の方の運転免許証の自主返納を支援するため、運転免許証を自主返納された方に対して、タクシー利用助成券を交付します。

町内の企業情報・求人情報の紹介をいたします

町では、町内企業の人手不足解消・人材確保を図るとともに、町内での雇用の促進などを図るため、町内企業の皆さまから企業情報・求人情報を募集し、その情報を役場窓口や町ホームページで閲覧できる事業を始めています。



問い合わせ先

産業経済課商工観光係
(32)3113

農業振興地域農用地区域からの除外申請を受け付けます

町では、優良農地の確保・保全のため、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画書を策定し、農業振興を図る地域を農業振興地域農用地区域として設定しています。

農業振興地域農用地区域内の土地をやむを得ず農地以外の目的に利用する場合は、農業振興地域からの除外申請が必要です。除外には要件があり、すべての申請が認められるとは限りませんので、事前にご相談ください。除外完了までには申請締切日から5カ月程度かかります。

申請受付期間

3月2日(月)～31日(火)

提出書類

産業経済課(2階12番窓口)で配布します。町ホームページからダウンロードすることも可能です。

問い合わせ先

産業経済課農政係
(32)3113

町民農園で農業をしてみませんか？

令和8年度の町民農園利用者を募集します。

利用を希望する方は、募集期間内に「町民農園借受申込書」を提出してください。申込書は「産業経済課農政係2階12番窓口」または「町ホームページ」からダウンロードできます。

申込資格

次の条件を全て満たす方
・町内に住所を有している。
・現在、農地を所有または耕作していない。

農園一覧

●町民農園 平和台

場所

大字御代田2763番地4 (西友御代田店様 北側)

区画数

18区画(1区画約50㎡)

町民農園 広戸

大字広戸654番地1 他(広戸区内)

区画数

4区画(1区画約200㎡)

利用料金

1区画 年額4,000円

「みよたまちメール配信サービス」登録2次元コード
詳しくは「暮らしのカレンダー(裏表紙)」をご覧ください。



3月納期の主な町税・使用料など(納期限までに納めましょう)

- 国民健康保険税(10期分)
- 後期高齢者医療保険料(9期分)
- 保育料(3月分)
- 町営住宅使用料(3月分)
- 上水道料金(3月期分)
大口2月使用分・別荘(10月～2月使用分)
- 下水道使用料(3月期分)
大口2月使用分

納期限
3/31 火曜日

御代田町景観計画に係るパブリックコメントの募集について

町では、令和6年度から町の美しい景観を守り、よりよい景観を育み、生かし、未来に継承していくため、景観法(平成16年法律第110号)に基づく「御代田町景観計画」の策定を進めています。

このたび、「御代田町景観計画(素案)」がまとまり、計画の内容について町民の皆さまからのご意見とご提案を伺い、計画に反映させるためパブリックコメント(意見公募手続)を実施しています。

募集期間

3月19日(木)午後5時まで

閲覧方法

町公式ホームページにおいて閲覧できます。

また、御代田町役場建設水道課都市計画係(役場2階10番窓口)でも閲覧できます(ただし、開庁時間に限る)。

意見等を提出できる方

次の個人・法人が対象となります。

- ①町内に住所を有する方
- ②町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体
- ③町内の学校に在学する方

④御代田町景観計画に利害関係を有する方
意見等の提出方法
所定の用紙に必要事項を記入して次のいずれか方法で提出してください。なお、ご意見等を正確に把握する必要があるため、電話による意見等の受付はいたしません。

- ① 郵送
〒389-0292
御代田町大字馬瀬口
1794番地6
御代田町役場建設水道課
都市計画係宛
- ② 持参
御代田町役場建設水道課
都市計画係まで
- ③ ファックス
0267(31)1711
- ④ メール
tokai@town.miyota.nagano.lg.jp

問い合わせ先

建設水道課都市計画係
(32)3129